◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１７３号(H24. 11. 26)◆◆

＝はじめに＝

いつもメールマガジン「事業用自動車安全通信」をお読みいただきありがとうございます。この度、国土交通省において、夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準を定めましたので、本メールマガジン臨時便にてその内容をお知らせします。

＝夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準について＝

１２月１日より、夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準は以下のとおりとなります。深夜２時から深夜４時の間にかかる運行は本配置基準に則り交替運転者を配置して頂くこととなりますので、遵守を徹底して下さい！！

（１）実車距離５００ｋｍを超える運行

５００ｋｍを超える運行については全て交替運転者を配置することとなります。

（２）実車距離４００ｋｍを超える運行

４００ｋｍを超える運行のうち、以下のイ又はロのいずれかの条件に該当しない場合は交替運転者を配置することとなります。

イ　高速ツアーバスの交替運転者の配置基準を満たしていること

又は

ロ　事業者が運転者に与える休息期間及び休憩が以下の条件をいずれも満たしていること

①　運行直前の休息期間が１１時間以上であること。

②　連続運転時間を概ね２時間以内とし、運転時間概ね２時間ごとに合計で２０分以上の休憩を確保していること。

③　最低１回は、実車距離400km未満の経路における適切な仮眠施設（＊）において、仮眠をするための連続１時間以上の休憩を確保していること。

（＊）・・・運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車内のリクライニングシート、床下仮眠施設等を含む。）。

本日（平成２４年１１月２６日）発表のプレス資料はこちら

→　（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html）

◇◇◇